特別委員会資料 令和元年5月21日 政策調整部

# 特定医療法人社団御上会野洲病院からの事業承継について

# 1. 目的

野洲市と御上会野洲病院は、本年7月1日の市立野洲病院の開院に向けて、医療機能や機器、患者情報等、御上会野洲病院が事業に供する財産の市への譲渡に関して内容や条件等を定めた事業譲渡契約を締結する。

2. 譲渡日 (譲渡財産を受ける日)

令和元年6月30日

### 3. 譲渡方法

譲渡財産は無償とする。

### 4. 讓渡財産(案)

市立野洲病院の運営に必要となる次の財産について御上会野洲病院は市へ当該財産を譲渡する。

なお、譲渡財産以外の御上会野洲病院が有する財産(未収金、未払金、買掛金、保証金、 敷金、短期借入金、未払税等)については、御上会が解散した後の清算法人が引き継ぐも のとする。

≪主な譲渡財産(案)(金額は決算により確定)≫

- ① 権利義務・・・病床数 (199 床)、患者情報 (カルテ)、事業に関する契約等
- ② 医療債務・・・野洲病院において発生した医療過誤で未解決のもの (顕在化していない案件を含む。)
- ③ 流動資産···材料費(医薬材料費)等
- ④ 固定資産・・・譲渡金額は簿価を基本とする。

土地(6筆 約 622m²)、建物、建物付属設備(空調設備、給排水設備等)、 構築物(塀、通用ロテラス等)、器具及び備品(医療機器、什器・備品 等)、医療情報システム等に要するソフトウェア等

- ⑤ 流動負債・・・患者預かり金等
- ⑥ 固定負債・・・※要検討 長期借入金(野洲市からの貸付金に限る。)

### 5. 職員の取扱い

御上会野洲病院の職員は、譲渡日をもって退職する。(職員の身分は引き継がない。) 御上会野洲病院の職員が御上会に対して有する退職金、労働債権等は、御上会が弁済する。

#### 6. 今後の予定

5月24日:御上会理事会6月上旬:譲渡契約締結6月30日:事業譲渡

7月1日:市立野洲病院開院